

果樹共済制度の変遷

年 次	制度変遷の概要	参 考
昭和34		台風第7号及び伊勢湾台風（果樹共済制度 化の要望高まる。）
35		果樹農業振興総合対策要綱の策定 果樹共済制度化の調査開始
36		果樹災害等調査 同上調査
37		果樹保険需要動向調査 果樹農業振興特別措置法（果振法）公布 農業基本法公布
38		果樹保険需要動向調査 制度化検討会
39		果樹共済試験調査 同上調査
40		制度化検討会 果樹共済試験調査
41		制度化検討会（最終答申） 果樹共済の世論調査（内閣総理大臣官房広 報室）
42	果樹保険臨時措置法公布 （7月法律第93号）	
43	果樹保険試験開始 (1) 対象果樹…6果樹（うんしゅうみか ん、なつみかん、りんご、ぶどう、な し、もも） (2) 実施組織…連合会元受け、政府再保 険の2段階制（収穫保険）、（樹体保 険は再保険なし） (3) 填補方式…3割、5割方式別に減 収、品質方式を加入区ごとに選択（収 穫保険）	実施県35
45	1割を超える損害から填補（樹体保険）	本格制度検討会開始
46		本格制度検討会答申
47	農業災害補償法及び農業共済基金法の一 部改正（6月法律第71号）	果振法の対象果樹にパインアップルを政令 追加 （果振法対象果樹：かんきつ類の果樹、り んご、ぶどう、なし、もも、おうとう、び わ、かき、くり、うめ、パインアップル）

年次	制度変遷の概要	参 考
昭和48	<p>果樹共済事業本格実施</p> <p>(1) 組織…農業共済組合又は共済事業を行う市町村の共済、都道府県農業共済組合連合会の保険、政府の再保険の3段階</p> <p>(2) 事業の種類…収穫共済と樹体共済の2種類 収穫共済は減収方式と品質方式</p> <p>(3) 共済目的の種類（対象果樹）…うんしゅうみかん、なつみかん、りんご、ぶどう、なし、ももの6果樹</p> <p>(注) 収穫共済では被害発生態様や収穫時期等の違いにより、共済目的の種類を更に類区分し、その類区分ごとに共済金額の設定や支払共済金の算定を行う。</p> <p>(4) 共済事故…風水害、干害、雪害その他気象上の原因による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収及び品質の低下</p> <p>樹体共済は、上記災害による枯死、流失、滅失及び損傷</p> <p>(5) 共済責任期間…花芽の形成期（うんしゅうみかん、なつみかんは春枝の伸長停止期）からその花芽に係る果実（うんしゅうみかんは当該春枝の伸長停止期の属する年の翌年（なつみかんは翌々年）の年産の果実）を収穫するまでの期間</p> <p>樹体共済は、定款等で定める日から1年間</p> <p>(6) 引受けの単位…農家ごと</p> <p>(7) 果実の単位当たり価額…共済目的の種類等ごと及び都道府県の区域ごとに過去一定年間の果実の平均価額を基礎として、主務大臣が定める。</p> <p>(8) 共済金の支払</p> <p>ア 損害割合が30%を超え50%以下の場合の支払割合は、損害割合(%)－20</p> <p>イ 損害割合が50%を超える場合の支払割合は、損害割合(%)×1.4－40</p> <p>樹体共済の共済金は、損害額が共済価額の1割を超えた場合に、損害額に付保割合を乗じて算出された額</p>	

年次	制度変遷の概要	参 考
昭和50	<p>対象果樹追加（3月政令第37号） 3果樹（指定かんきつ（はっさく、ぼんかん、いよかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん）、かき、くり） 収穫共済の共済金の支払割合の改正（省令第7号）支払方式を直線方式（支払割合(%)=9/7×損害割合-2/7）</p>	<p>50年度引受けから適用 実施道府県数43</p>
51	<p>農業災害補償法及び農業共済基金法の一部改正（5月法律第30号） 共済事故の選択制（特定の共済事故による損害のみを共済の対象とする収穫共済（特定危険方式）の導入）</p>	<p>52年度引受けから適用</p>
53		<p>果振法の対象果樹にすももを政令追加（果振法対象果樹：かんきつ類の果樹、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、パイナップル）</p>
54	<p>対象果樹追加（3月政令第41号） 5果樹（おうとう、びわ、うめ、すもも、パイナップル）</p>	<p>54年度引受けから適用 実施道府県数44</p>
55	<p>農業災害補償法の一部改正（4月法律第31号） (1) 果実の単位当たり価額の設定方法を改善して、果実の価格差に応じ、共済目的の種類等内を細区分した。また、県（都道府）の区域を地域ごとに分けて定められることとした。 (2) 共済掛金率の割引制度を導入して、防災施設割引（特定の防災施設を用いて栽培している場合）及び無事故割引（組合等が一定年間以上連続無事故農家を対象として割引きを行うことを規定した場合）を行うほか、共済掛金の納入期日を特別の場合は延期できるようにした。 (3) 基準収穫量の設定方法の改善を図り、引受時は標準収穫量により共済金額を設定し、基準収穫量は引受後の隔年結果状況等を調査の上、標準収穫量を調整して設定することとした。 (4) 半相殺方式を導入し、事務の簡素化を図った。</p>	<p>56年度引受けから適用</p>

年次	制度変遷の概要	参 考
	<p>(5) 損害の填補方式を改善、合理化した。</p> <p>ア 半相殺方式は損害が3割（特定危険方式は2割）を超えたときに共済金を支払う。</p> <p>イ 全相殺方式は損害が2割を超えたときに共済金を支払う。</p> <p>ウ 樹体共済では、損害の額が共済価額の1割又は10万円のいずれか小さい額を超えたときに共済金を支払う。</p> <p>(6) 災害収入共済方式を導入した。（試験実施）</p> <p>(7) 組合等の手持共済責任を2割に拡大する途を開いた。</p> <p>(8) 基準共済掛金率を一般に3年ごとに改定することとした。</p> <p>(9) 再保険関係を合理化し保険収支の安定化を図った。</p>	
昭和56	減収ひょう害方式を追加（2月農林水産省令第4号）	56年度引受けから適用
60	<p>農業災害補償法の一部改正（6月法律第50号）</p> <p>(1) 危険段階別の共済掛金率の設定方式の導入を図った。</p> <p>(2) 特定危険方式の補償水準の上限を標準収穫金額の7割から8割に引き上げた。</p> <p>(3) 半相殺減収総合方式の共済責任期間を農林水産大臣の指定した地域においては短縮できることとし、その始期を落葉果樹は発芽期から、常緑果樹は開花期からとすることとした。</p> <p>(4) 特定危険方式の対象事故の範囲の拡大（11月農林水産省令第49号）</p> <p>対象事故に暴風雨又はひょう害のほか凍霜害を加え、更にこれらを組み合わせたもののいずれかを選択して加入できることとした。</p>	<p>61年度引受けから適用</p> <p>果振法の一部改正（①果樹農業振興基本方針及び果樹農業振興計画の内容の整備、②果樹園経営計画制度の改善、③果実の生産及び出荷の安定に関する措置の創設）</p> <p>果振法の対象果樹にキウイフルーツを政令追加（果振法対象果樹：かんきつ類の果樹、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、パインアップル、キウイフルーツ）</p>
61	防災施設割引の対象とする共済目的及び施設の拡大（4月告示）	62年産から適用
63		かんきつ園地再編対策事業（昭和63年～平成2年の3年間で22,000ha）
平成3	防災施設割引の対象とする共済目的及び施設の拡大（11月告示）	<p>4年度引受けから適用</p> <p>台風第19号によるりんご、うんしゅうみかん等の落果等の被害が全国的に発生</p>

年次	制度変遷の概要	参 考
平成5	農業災害補償法の一部改正 (5月法律第35号) (1) 災害収入共済方式を本格的に実施することとした。 (2) 災害収入共済方式の共済金支払開始損害割合を2割に引き下げるとともに、補償水準の上限を基準生産金額の7割から8割に引き上げることとした。 (3) 保険設計を連合会単位から組合等单位へ改め、責任分担を改善した。 (4) 対象果樹追加(6月政令第198号及び7月農林水産省令第38号) 1果樹(キウイフルーツ) 指定かんきつに清見、日向夏、セミノール、不知火及び河内晩柑を追加	6年度引受けから適用 実施都道府県数47
7	対象果樹追加(11月農林水産省令第59号) なし(西洋なし)	8年度引受けから適用
11	農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部改正(6月法律第69号) 農業共済事業の2段階制の導入	
12	(1) 対象果樹追加(1月農林水産省令第4号)指定かんきつ(ゆず) (2) いよかんを共済目的として独立 (3) りんご、ぶどう及びなしの類区分について品種ごとの区分から収穫時期を総称した区分とした。	12年度引受けから適用 (平成13年度よりうんしゅうみかん及びりんごについて果樹経営安定対策が開始)
15	農業災害補償法の一部改正(6月法律第91号) (1) 収穫共済について樹園地単位方式の導入(試験実施) (2) 全相殺方式、災害収入共済方式及び短縮方式に係る地域指定制の廃止	17年産(なつみかん及び指定かんきつは18年産)の果樹から適用
16	防災施設割引きの対象とする共済目的及び施設の拡大(1月告示)	
17		(平成17年3月に策定された果樹農業振興基本方針の中で、担い手への経営支援として気象災害による減収を補填する果樹共済への一層の加入促進が併記)
19	対象果樹追加(4月農林水産省令第34号) 指定かんきつ(はるみ)	(平成19年度より新たな果樹対策(産地計画の振興品目・品種を対象とする果樹経営支援対策事業、うんしゅうみかん及びりんごを対象とする果実需給安定対策事業)が開始)

年次	制度変遷の概要	参 考
平成22	<p>23 損害評価について、組合等が悉皆調査を全て実測の方法で行った場合にあっては組合等の抜取調査を省略することができる等の事務効率化を措置（3月告示）</p> <p>26 対象果樹追加（2月農林水産省令第9号） 指定かんきつ（レモン、せとか、愛媛果試第28号及び甘平）</p> <p>27 樹体共済の損害程度を樹冠容積3分の2以上から2分の1以上へ引き下げ（3月農林水産省令第11号）</p> <p>29 農業災害補償法の一部改正 （名称を「農業保険法」へ） （6月法律第74号）</p> <p>(1) 令和3年産までで樹園地方式及び特定危険方式を廃止</p> <p>(2) 地域インデックス方式の創設</p> <p>(3) 補償割合の拡充</p> <p>(4) 半相殺方式の農家申告抜取調査を標準化</p> <p>(5) 負担金交付区分を大括り化（共済責任期間の開始時期により区分）</p> <p>(6) 再保険区分を大括り化（全ての共済目的の種類に係る災害収入共済方式以外の収穫共済及び樹体共済と、共済目的の種類ごとの災害収入共済方式の収穫共済との別）</p> <p>(7) 農業共済資格団体の要件を緩和（経理一元化要件を撤廃）</p>	<p>平成22年7月に策定された果樹農業振興基本方針の中で、果樹農業者の経営安定に係る取組として、気象災害による減収を補填する果樹共済への加入促進が併記</p> <p>平成31年1月1日以降に共済責任期間が開始する共済関係から適用</p>

(注) 関係法令の一部改正については、果樹共済に関する主な内容を掲げた。